

PART 8 …… 相続と贈与の

1 両親・祖父母などから生前贈与を受けるときのポイント

贈与税は相続税に比べて負担が重くなっています。父母や祖父母から資金援助を受けるときに困らないよう、生前贈与の基礎を学んでおきましょう。

贈与税の基本を知ろう

生前に受ける贈与「生前贈与」と贈与税

両親や祖父母から、住宅購入費用、教育費などの援助を受けるケースもあります。これを「生前贈与」といい、一定額を超える贈与を受けたときには、贈与税が課税されます。生前贈与を受けるときに注意したいのは、相続税と比較したときの税率の高さです。たとえば現在、1,000万円以下の遺産にかかる相続税率が10%なのに対し、贈与税率は直系尊属

(父母や祖父母など)から20歳以上(注)の人への1,000万円の贈与で30%、それ以外の贈与で40%と、相続税の3倍～4倍の税率となっています。

税率だけを見ると負担が大きい贈与ですが、法定相続人以外に対しても利用できるというメリットもあります。また、贈与税には各種の非課税制度も設けられていますので、活用しましょう。

贈与税のしくみ

$$\text{贈与税額} = \left[\text{1年間に受け取った金額} - \text{基礎控除 110万円} \right] \times \text{所定の税率} - \text{控除額}$$

(例) 500万円を受贈した場合 $500\text{万円} - 110\text{万円 (基礎控除額)} = 390\text{万円 (課税対象額)}$
※ $390\text{万円} \times 15\% \text{ (税率)} - 10\text{万円 (控除額)} = 48\text{万}5,000\text{円}$

※20歳以上の人が直系尊属からの贈与を受けたケース

贈与税の税率

基礎控除後の課税価格	2015年1月1日以降			
	一般		20歳以上(注)の人が直系尊属から贈与を受けた場合	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円



(注)2022年4月以降は18歳以上

② 相続を受けるときのポイント

相続は誰にでも訪れますが、いつやってくるかわかりません。
他人事ではない相続の基本を学んでおきましょう。

法定相続人と法定相続割合

相続人の順位によって相続割合が変わる

遺言書がない場合、亡くなった人(被相続人)の財産は、法定相続人である配偶者や血族相続人(子ども・父母や祖父母・兄弟姉妹)が相続することになり、法定相続人の順位と法定相続割合は民法で決められています。配偶者は常に相続人となりますが、血族相続人は第一順位の子ども、第二順位の父母・祖父母、第三順位の兄弟姉妹という順番で、相続することになります。

たとえば第一順位の子どもがいる場合の相続割合は、配偶者が1/2、子どもが1/2です。子どもがない場合は、配偶者と第二順位の父母(父母がいな

ければ祖父母)が相続人となり、配偶者が2/3、父母(祖父母)が1/3を相続します。さらに子どもも父母・祖父母もない場合は、配偶者と第三順位の兄弟姉妹が相続人となり、配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4です。配偶者以外の相続分は、同じ順位の相続人の人数によって均等割りされます。

ただし、遺言書に法定相続割合と異なる内容が書かれているときは遺言書の内容が優先されます。また、相続人全員の意見が一致すれば、法定相続割合にとらわれず相続割合を変えることもできます。

法定相続人の順位

配偶者は常に相続人となる



配偶者(常に相続人)

配偶者以外の優先順位



第一順位 子ども



第二順位 父母・祖父母



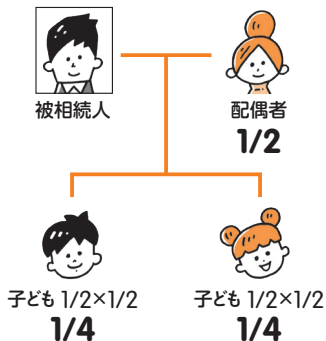
第三順位 兄弟姉妹

パターン別相続割合の例

第一順位

子どもがいる場合

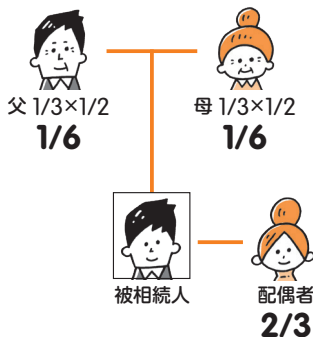
配偶者1/2、子ども1/2



第二順位

子どもがない場合

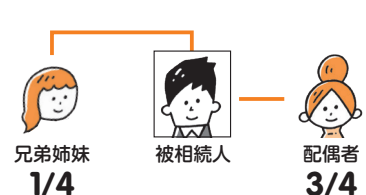
配偶者2/3、父母・祖父母1/3



第三順位

子どもや父母・祖父母がない場合

配偶者3/4、兄弟姉妹1/4



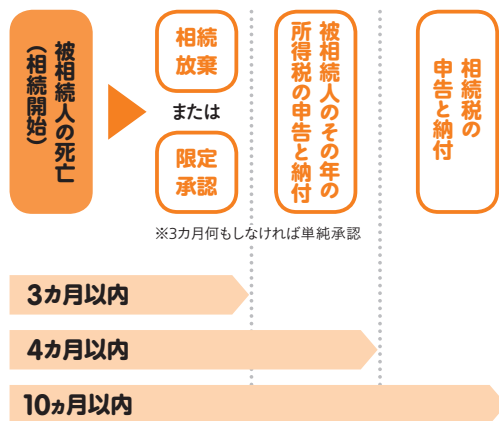
相続のスケジュールを確認しよう

相続開始後10カ月以内に相続税を納付する

相続は、被相続人が亡くなるとすぐに開始され、その後相続人は、さまざまな手続きを行う必要があります。それぞれのスケジュールは法律で決められていますので、確認しておきましょう。

相続の開始は「被相続人が亡くなったとき」。この日を起点として、3カ月以内に遺言書や遺産の内容を確認したうえで、相続するかしないかを決定。何もしなければ、自動的に相続が決定します。また、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内には、その年の1月から死亡日までの被相続人の所得税の申告と納付を行い、10カ月以内に相続税の申告と納付を行わなければなりません。

相続の大まかなスケジュール



相続税の基本を知ろう

基礎控除額の引き下げで課税対象者が増加

相続財産には、相続税がかかります。特に2015年1月1日以降の相続からは相続税の基礎控除が5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)から3,000万円+(600万円×法定相続人の数)に引き下げられたため、課税対象となる人が以前より増加しています。

相続税の課税対象となる課税遺産総額は、相続財

産から葬式費用や債務を引いた総額から、さらに基礎控除額を差し引くことで算出できます。この課税遺産総額を法定相続分に従って取得したものとして、相続人ごとに下表の税率で相続税を計算し、それを合計して総額を算出します。相続税の総額を出したら、実際に財産を取得した人がそれぞれの取得割合に応じて総額を案分し納税します。ただし、相続税には「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額の軽減」などの特例もありますので、利用できるものがないか確認してみましょう。

相続税の税率

相続税額=法定相続分に応ずる取得金額×税率-控除額

2015年1月以降		
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下の金額	10%	—
3,000万円以下の金額	15%	50万円
5,000万円以下の金額	20%	200万円
1億円以下の金額	30%	700万円
2億円以下の金額	40%	1,700万円
3億円以下の金額	45%	2,700万円
6億円以下の金額	50%	4,200万円
6億円超の金額	55%	7,200万円



③ 遺言書とエンディングノート

遺族へのメッセージである、遺言書やエンディングノート。
親族間でのトラブルを招かないためにも、その基本を押さえておきましょう。

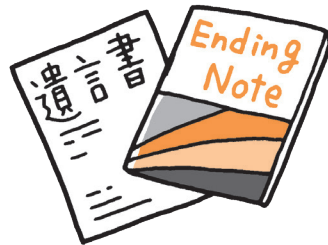
遺言の役割を知ろう

相続や遺言書について早めに話し合っておこう

遺言は資産家が遺すものというイメージがあるかも知れませんが、実はそうではありません。高額の財産がなくても、法定相続人が複数いる場合は、遺産分割の際に親族間でトラブルが生じてしまう可能性がゼロではないのです。

基本的に財産の分け方は遺言で遺したい人に残すことができますが、法定相続人が最低限受けることができる財産として「遺留分」があり、遺言の内容によっては法定相続人がこの「遺留分」を請求して

くる可能性もあります。無用なトラブルを避けるためにも、相続や遺言書について、早いうちからご両親や家族と話し合っておくとよいでしょう。



遺言には3つの種類がある

遺言書の種類ごとの決まりをチェック

遺言書には「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」の3つがあります。手軽につくれるのは、自分で手書きする「自筆証書遺言」。誰にも知られずに作成することができますが、書き方を誤ると、遺言書が無効になってしまうこともあります。

自筆に不安があるなら、「公正証書遺言」を検討しましょう。公証人が作成してくれるため、書き方や内容で無効になる心配はありません。また、遺言書の内容を秘密にしたい場合は、遺言書の存在だけを公証人に証明してもらった「秘密証書遺言」もあります。

遺言の3つの種類

	①自筆証書遺言*	②公正証書遺言	③秘密証書遺言
作成費用	かからない	数万円程度（遺産の額により変わる）	1万1,000円
作成方法	●本人が自筆して署名・捺印 ●財産目録はパソコン等による作成も可	●本人が口述 ●公証人が筆記	●本人が作成して封印、公証役場で証明 ●代筆、パソコン等も可
証人	必要なし	2人以上	2人以上
保管	本人	公証役場	本人
家庭裁判所の検認	必要	必要なし	必要
紛失・改ざんの危険	あり	なし	あり
特徴	作成が容易で誰にも内容を知られず作成できるが、方式の不備で無効になるリスクもある。	公証人の手数料がかかるが、方式の不備などの心配がない。	内容の秘密を保持できるが、方式の不備で無効になるリスクもある。

*自筆証書遺言は、2020年7月から法務局での保管制度も始まった。この保管制度を利用すれば、家庭裁判所での検認手続きは不要になる。

遺言書を書くときの注意点とは

「自筆証書遺言」はここに気をつけよう

自筆証書遺言は費用もかからず、思ったときにいつでも作成できる点は便利ですが、所定の方式に合わせて作成しないと、法的に無効になる場合もあります。最低限のルールを押さえておきましょう。

以前は、遺言書の全文を遺言者本人が手書きする必要がありましたが、現在は財産目録についてはパソコン等で作成したり、預金通帳や登記簿のコピーを添付する方法も可能になりました。ただし、コピーした書類はすべてに本人の署名・捺印が必要です。また、遺言書は書かれた日付が重要なので、年月日を必ず記載し、最後にフルネームを書いて、氏名の横に捺印しま

す。作成した遺言書は、自筆証書遺言保管制度を利用すると、少額の手数料で管理・保管されます。

自筆証書遺言の注意点

- 本文は遺言者自身が手書きし、財産目録はパソコン等で作成したり、通帳等のコピーに署名・捺印も可。
- 間違ったところを修正液などで修正すると無効になる。必ず二重線で修正したうえで、署名・捺印をする。
- 遺言書を書いた日付の年月日を必ず記載する（遺言書が2通以上ある場合は日付が新しいものが有効となる）。
- 遺言者の氏名をフルネームで記載し、氏名の横に捺印する（捺印がないと無効となる）。

エンディングノートをつくろう

万一のときに自分の希望を伝えられる

葬儀やお墓に関する希望、介護状態になったとき、あるいは医療的処置が必要になったときにどうして欲しいかなど、自分らしい人生のエンディングを迎えるための思いをまとめた「エンディングノート」を作成する人が増えています。法的な効力はありませんが、万一のときに自分の希望を家族に伝えるためにとても有効です。現役世代の人でも「万一」はいつ訪れるかわかりませんので、気がついたときにまとめておくとよいでしょう。

エンディングノートで残しておきたい項目

たとえば…

遺言書のこと

遺言書の有無や遺産分割について

葬儀・お墓のこと

希望する葬儀の内容や参列者、お墓についての希望など

介護・延命のこと

介護や、延命処置が必要になったときに望むこと

保険のこと

加入中の保険や保障内容、保険証券の保管場所など

お金のこと

預貯金や株などの金融資産と取引先、不動産、借入金の状況など

加入中のサービスなど

カードや携帯電話など、解約が必要なサービスなど

POINT

- 財産が少なくても遺言書はあったほうがよい。
- 遺言書には3つの種類がある。自分に向くものを選ぼう。
- 万一のときに備えてエンディングノートを書こう。

